



滋人委第210号
平成20年(2008年)2月15日

滋賀県議会議長 出原逸三様

滋賀県知事 嘉田由紀子様

滋賀県人事委員会
委員長 市木重夫

教育職給料表の新たな級の創設に関する意見について

昨年6月の学校教育法の改正により、平成20年4月から小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭および指導教諭を設置できることとなり、現在、教育委員会において、本県への導入について検討が進められております。

本委員会は、これら新たな職を設置するに当たっては、その職務に見合った適切な処遇を図るため、給料表については、既存の職と同様、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」のとおり措置することが適当と認めますので、地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり意見を申し出ます。

記

- 1 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の改正
 - (1) 「高等学校等教育職給料表」ならびに「小学校および中学校等教育職給料表」について、別表のとおり、現行の給料表の2級と3級の間に、2級の特例的な措置として、主幹教諭および指導教諭に適用する新たな級を創設すること。
 - (2) 新たな職について、級別標準職務表の改定等、所要の規定の整備を行うこと。
- 2 その他関連条例の改正
 - 1の改正に伴い、関連条例について所要の規定の整備を行うこと。